

第45期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
開催場所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー21階 大会議室

※郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2019年6月24日（月曜日）午後5時まで

◆目次

第45期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	
議決権行使についてのご案内	25
事業報告	29
連結計算書類等	61
監査報告	65



「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様当社グループをより理解していただくために、法令に定めのあるものに加えて記載しているものであります。

生きることは、託すこと。



大東建託株式会社

株 主 各 位



東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託株式会社

代表取締役社長 小林 克満

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー21階 大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に修正後の内容を掲載いたします。
- ◎ 当日、当社役員及び係員は、環境への取り組みの一環として、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のウェブ開示について
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
- ・ 主要な事業内容
 - ・ 従業員の状況
 - ・ 主要な事業所
 - ・ 主要な借入先及び借入額
 - ・ その他株式に関する重要な事項
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ③計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

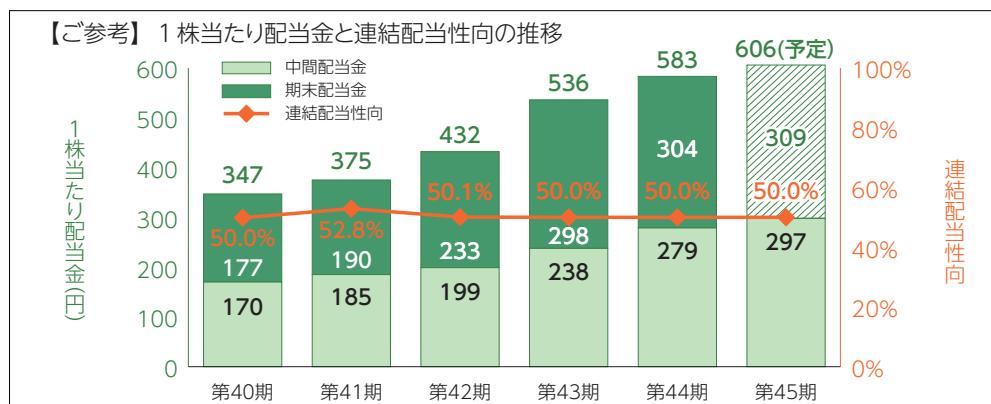
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、1株当たり309円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり297円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より23円増配の1株当たり606円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金309円 総額22,484,524,359円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月26日



第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）は任期満了となり、熊切直美氏は、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制に基づき退任いたします。つきましては、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の候補者11名が原案どおり選任されますと、取締役会出席者15名のうち7名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員（社外取締役3名、社外監査役4名）となります。取締役に占める独立社外役員が46.6%であることから、引き続き、取締役会において、独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当			
1	こばやし かつま 小林 克満	代表取締役社長 兼 建築事業本部長	再任		
2	かわい しゅうじ 川合 秀司	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長	再任		
3	たけうち けい 竹内 啓	常務取締役 不動産事業本部長	再任		
4	うちだ かんいつ 内田 寛逸	取締役 関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当	再任		
5	さいとう かずひこ 齊藤 和彦	取締役 建築事業統括本部長	再任		
6	なかがわ たけし 中川 健志	取締役 事業戦略室長 エネルギー事業担当	再任		
7	さとう こうじ 佐藤 功次	取締役 大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長	再任		
8	なかがみ ふみあき 中上 文明	取締役 建築事業統括本部副本部長	再任		
9	やまぐち としあき 山口 利昭	取締役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立
10	ささき まみ 佐々木 摩美	取締役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立
11	しょうだ たかし 庄田 隆	取締役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山口利昭、佐々木摩美、及び庄田隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、山口利昭、佐々木摩美、及び庄田隆の各氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者山口利昭、佐々木摩美、及び庄田隆の各氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1986年 2 月	当社入社
2011年 4 月	執行役員営業統括部長
2012年 4 月	常務執行役員営業統括部長
2012年 6 月	取締役 常務執行役員営業統括部長
2016年 4 月	常務取締役 営業統括部長
2017年 4 月	常務取締役 建築事業本部長
2018年 4 月	専務取締役 建築事業本部長
2019年 4 月	代表取締役社長 兼 建築事業本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業において、ハード・ソフトの両面での商品開発力の向上や人材育成による営業力の強化、賃貸住宅ブランドの構築などに携わり、企業価値の向上に向けて尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、これまでの建設事業を統括する最高責任者としての職務に加え、代表取締役社長として当社グループ全体を統括し、企業価値向上と持続的な成長のため、経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮しております。

今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の当社グループの事業に関する豊富な経験と知識、そして当社グループ全体を統括するリーダーシップが必要と判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社グループは、ブランドメッセージ「生きることは、託すこと。」を掲げ、「お客様から真に信頼される企業であり続けること。」「もっと多くのことを託される企業であり続けること。」を目指して事業活動を行い、11期連続となる増収・増益を達成することができました。

しかしながら、継続して更なる成長を実現するためには、当社グループ独自の「賃貸経営受託システム」を軸とした建設・不動産事業の強化はもちろん、それに加えて新たな収益源となる領域への挑戦が必要だと考え、平成の成長から令和の成長へと、令和元年を新成長元年と位置付けた「新5ヵ年計画」を策定いたしました。

現在の賃貸住宅専業から総合賃貸業を核とした生活総合支援企業を目指し、夢や将来を「託」され、継続して成長できる企業となることで、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様からの負託にお応えしてまいります所存でございます。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社
2012年 4月	執行役員経営企画室長
2012年 6月	取締役 執行役員経営企画室長
2013年 4月	取締役 執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長
2014年 4月	取締役 常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画室、新システム開発室、TQC事務局、CSR推進部、賃貸事業ネットワーク部担当
2015年 4月	取締役 常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画室、TQC事務局担当
2016年 4月	常務取締役 経営管理本部長 兼経営企画室、TQC事務局担当
2017年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 兼経営企画室、TQC事務局、法務サービス部担当
2018年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 兼経営企画室、TQC事務局、法務部、広報部担当
2019年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、経営企画室において長年にわたりIR活動や経営計画の立案等を行った経験を有しているとともに、2014年からは管理部門を統括する最高責任者として、当社における働き方改革や資本効率を意識した財務戦略の推進等により、当社グループの経営基盤の安定化に尽力してまいりました。さらに、2017年からは、当社グループの関連事業を統括する最高責任者として、新たな事業領域における収益拡大に向けて取り組んでおります。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、当社グループの管理部門と関連事業部門を統括する最高責任者として、これまでの経験や知識を活かし、当社の経営基盤の更なる強化・収益基盤の多角化に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

働き方改革の推進や資本効率の高い経営など、企業には人事面・財務面での改革が求められています。当社グループにおいては、人事面では柔軟で多様な働き方を可能とする人事制度の導入や従業員満足度の調査結果に基づく改善の実施、財務面ではROEや資本効率を意識した財務戦略をさらに推進し、経営基盤の強化に努めてまいります。

加えて、当社グループの持続的な成長には、新領域への事業拡大が必要となります。生活総合支援企業に向け、賃貸住宅以外の分野への積極的な進出、生活支援サービスの提供、積極的な事業提携やM&Aの検討などにより、当社グループの成長基盤を確立し、企業価値の向上に努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社
2007年 4月	首都圏営業部長
2010年 4月	東海営業部長
2012年 4月	執行役員テナント営業統括部長
2014年 6月	取締役 執行役員テナント営業統括部長
2015年 4月	取締役 執行役員中日本建築事業本部長
2016年 4月	取締役 中日本建築事業本部長
2017年 4月	取締役 不動産事業本部長
2018年 4月	常務取締役 不動産事業本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、当社グループの建設事業・不動産事業の営業部門に携わっております。建設事業では営業組織の活性化や競合他社との競争激化を見据えた営業戦略の強化などに取り組み、不動産事業では健全な入居率の維持と収益力の強化などに取り組み、それぞれの事業の基盤強化に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、不動産事業を統括する最高責任者として、これまでの経験や知識を活かし、不動産事業全体の健全性・収益力の更なる向上に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

日本国内の人口・世帯数の減少が見込まれる中、100万戸を超える当社グループの管理物件において健全な入居率と家賃を維持し続けるためには、建物の適正な管理に加え、多様化する入居者様のニーズにお応えすることが必要となります。

そのために、外国語対応の強化やペット対応物件の増加、法人向けサービスの拡充、さらにはマーケティング手法の改善によるネット反響拡大等の施策により、高い入居水準の維持を目指します。加えて、AIやIoTによる入居者斡旋・管理業務の効率化、入居者様に提供する商品・サービスの更なる充実を図ることなどにより収益力を強化し、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1987年 8 月	当社入社
2011年 4 月	経営戦略室長兼業務企画部長
2012年 4 月	執行役員原価管理統括部長
2013年 4 月	執行役員設計統括部長
2014年 6 月	取締役 執行役員設計統括部長
2016年 4 月	取締役 設計統括部長
2017年 4 月	取締役 関連事業本部部長 介護・保育事業、海外事業担当（現任）

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、当社のコア事業である建設事業の技術部門において、当社グループの商品力向上などに取り組んでまいりました。また、2017年からは、当社グループの新規事業領域である介護・保育事業、海外事業を担当する取締役として、各事業の強化拡大に向けて尽力しております。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、新コア事業における介護・保育事業、海外事業を担当する取締役として、これまでの経験や知識を活かし、当社グループの新たな収益基盤の構築に向け、職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社グループが今後も成長を継続するためには、コア事業である建設事業・不動産事業の強化に加えて、新規事業分野の事業化を進めて新たな収益源を確立する必要があります。

担当する介護・保育事業においては、当社グループのケアパートナー・さくらケア・うめケアの事業規模を拡大するとともに、長期的な需要が見込める地域への積極的な展開を行います。また、海外事業においては、マレーシアに所有するル・メリディアン、ヒルトンの両ホテルの相乗効果による収益向上を図り、さらにアメリカをはじめとする不動産開発事業を推進いたします。これらの施策により、当社グループの持続的な成長に寄与できるよう努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1992年 3月	当社入社
2007年 4月	中部営業部長
2009年 4月	執行役員中四国営業部長
2011年 4月	東北営業部長
2013年 4月	執行役員東北建築事業部長兼震災復興現地責任者
2015年 4月	執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
2015年 6月	取締役 執行役員東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
2016年 4月	取締役 東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
2019年 4月	取締役 建築事業統括本部長（現任）

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり建設事業における営業部門に携わっており、当社営業の原点かつ強みであるダイレクトセールス力の強化や競合他社に勝てる営業組織の再構築、契約チャンネルの拡大に取り組むなどして、当社グループの建設事業の受注獲得に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、建設事業の営業部門を統括する責任者として、これまでの経験や知識を活かし、引き続き建設事業における営業力の強化を図るため、職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

住宅メーカーの賃貸住宅への注力による競争激化、金融機関の融資厳格化等により、当社の事業環境は厳しさを増しております。その中で市場での優位性をさらに高めるためには、市場ポテンシャルを考慮した店舗・人員などのリソース投入に加え、エリア毎の機動的な販売戦略の立案・実行が不可欠となります。

このような環境において、当社営業の原点であるダイレクトセールス力の強化、建て替え需要の獲得、デジタルマーケティング促進による反響増加などに向けた施策を行うことで建設事業の受注額の拡大を図ります。これにより、当社グループのコア事業である建設事業の業績をさらに向上させることで、グループ全体の価値向上に貢献できるよう努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1989年11月 当社入社
- 2002年11月 大東建物管理株式会社（現 大東建託パートナーズ株式会社）取締役
- 2006年4月 株式会社ガスパル専務取締役
- 2009年4月 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2010年4月 執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2013年4月 常務執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2014年4月 常務執行役員 関連事業本部部長
兼株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2016年4月 上席執行役員 関連事業本部部長
兼株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2016年6月 取締役 関連事業本部部長
兼株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2017年4月 取締役 関連事業本部部長 エネルギー事業担当
兼株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2019年4月 取締役 事業戦略室長 エネルギー事業担当（現任）

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、主要な当社グループ会社の経営に携わっております。特に、入居者様にガス等を供給する株式会社ガスパルの経営に長年携わっており、エネルギー分野に精通する人材として、当社グループの関連事業の拡大ならびに当社グループ会社間におけるシナジー向上に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、新規事業分野の事業化を担当する取締役として、これまでの経験や知識を活かし、当社グループの新たな収益源の確保に向け、職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社グループの企業価値を持続的に向上させるためには、コア事業である建設事業・不動産事業にとどまらない事業の多角化が欠かせません。これまで経験してきたエネルギー事業の推進はもちろん、コア事業から派生する総合賃貸業や生活支援サービス業などの新規事業分野の拡大が、今後の当社グループの成長の一翼を担うことになると考えております。

そのためにも、資本・業務提携やM&Aなども視野にあらゆる方向から検討を進め、既存ビジネスの拡大に加えて新たな収益源を確保することにより、当社グループの持続的な成長に貢献してまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991年 3月	当社入社
2013年 4月	大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 取締役 賃貸管理部長
2015年 4月	大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 常務取締役 経営企画室長
2016年 4月	大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 専務取締役
2017年 4月	大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
2017年 6月	取締役 大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、当社グループが管理する賃貸建物の管理事業に携わり、オーナー様には安定した賃貸経営と賃貸建物の資産価値の維持、入居者様には快適で安全な暮らしの提供に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、大東建託パートナーズ株式会社の代表取締役社長として、これまでの経験や知識を活かし、オーナー様・入居者様の満足度向上と不動産事業の収益拡大に向け、職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

100万戸を超える賃貸住宅を管理する当社グループにとって、建物維持管理業務を完全に履行し、入居者様・オーナー様と信頼関係を築くことは必要不可欠です。また、労働人口が減少する中で、管理業務の効率化・省力化とサービス品質の向上も課題となります。

適切な人員配置とRPA・AIなどの技術の活用、総合コールセンターの拡大、外国人入居者様への多言語によるサポートなどにより業務の効率化とオーナー様・入居者様の満足度向上を両立させ、賃貸経営受託システムの長期安定、不動産事業の収益の更なる拡大、そして当社グループの企業価値向上に貢献できるように努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1988年10月 当社入社
- 2012年 4 月 技術推進部長 (東日本担当)
- 2014年 4 月 技術推進部東日本地域担当部長
- 2015年 4 月 執行役員 安全品質管理部長
- 2017年 4 月 執行役員 工事統括部長
- 2018年 6 月 取締役 工事統括部長
- 2019年 4 月 取締役 建築事業統括本部副本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり当社グループのコア事業である建設事業の工事部門に携わり、建設労働者の需給逼迫と当社グループの施工量増加に応じた施工体制の構築と工事原価の抑制、技術力・施工品質の向上などに取り組み、当社グループの工事部門の強化に尽力してまいりました。

現在は、建設事業の技術部門を統括する責任者として、これまでの経験や知識を活かし、引き続き建設事業における技術力の強化・適正な利益の確保を図るため、職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を当社グループの経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社グループのコア事業である建設事業においては、東京オリンピック・パラリンピック関連工事等による建設需要の高まりと建設労働者の減少が続く中、コストの抑制と効率アップが引き続き重要な課題となっております。更に、競合他社に勝てる品質の確保、新技術開発の促進も重要性を増しております。

これらの課題に対し、当社の施工量増加や業界全体の動向を見据えた施工体制を構築し、AI・ロボット・VR・AR等の様々な新規技術を導入して効率アップを図るとともに、専門性を有するセールスエンジニアの配置、賃貸住宅ブランド「DK SELECT」の新商品の開発などを行うことで競争力を向上させ、建設事業の業績確保と当社グループの持続的な成長に貢献してまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月	大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所
1995年 4月	山口利昭法律事務所開所、同所代表弁護士（現任）
2004年 6月	株式会社フレンドリー社外監査役
2007年 4月	同志社大学法科大学院講師
2008年10月	日本内部統制研究学会理事（現任）
2010年 7月	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事（2019年6月退任予定）
2012年 7月	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事（現任）
2013年 3月	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2013年 6月	当社社外取締役（現任） 当社評価委員会（現 ガバナンス委員会）委員（現任）
2014年 8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事（現任）
2014年12月	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役
2015年 2月	大阪市交通局監査役
2015年 6月	消費者庁 公益通報者保護制度検討委員会委員
2018年 4月	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役（現任）

■ 在任期間 6年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率 100%）

<社外取締役候補者とした理由>

同氏は、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士であります。その高い専門性と豊富な経験に基づき発言を行い、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、社外取締役として当社の経営を監督していただくことが最適と判断し、社外取締役候補者といたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

健康な土壌に種をまかなければ美しい花は咲きません。どんなに立派なビジネスモデルもガバナンスという「土壌」が健康でなければ育ちません。

当社を取り巻く経営環境や同業他社との比較優位性を見据えて、5年後、10年後も、株主の皆様へ支援していただけるよう、これからも当社組織の土台作りに貢献できるように努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
 1985年 3月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
 1991年 1月 同社ヴァイス・プレジデント
 1994年 2月 同社エグゼクティブ・ディレクター
 2000年12月 同社マネージング・ディレクター
 2004年 4月 クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式会社（現 クレディ・スイス証券株式会社） マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
 当社評価委員会（現 ガバナンス委員会） 委員（現任）
 2018年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 社外取締役（現任）

■ 在任期間 4年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率 100%）

<社外取締役候補者とした理由>

同氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってこられました。その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点から発言を行うことで、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、女性の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対しても大きく貢献していただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

女性活躍推進法の施行、ダイバーシティや働き方改革などの動きがますます活発化し、多様な人材が活躍できる環境作りや、様々な背景の方の視点に立った商品・サービスの提供が今まで以上に求められる中、女性取締役が担う役割は重要性を増していると考えております。

長年携わってきた外資系金融機関での経験や知識、社外取締役の経験、さらにはグローバルかつ女性としての視点を活かして、高い業績とESGを両輪としたバランスの良い経営を実現することで、当社の企業価値向上に貢献してまいりたいと存じます。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	三共株式会社 (現 第一三共株式会社) 入社
1999年 1月	同社欧州部長
1999年 6月	同社海外医薬営業本部長
2001年 6月	同社取締役
2002年 6月	同社常務取締役
2003年 6月	同社代表取締役社長
2005年 9月	第一三共株式会社代表取締役社長兼CEO
2010年 6月	同社代表取締役会長
2014年 6月	同社相談役 (2019年 6月退任予定)
2015年 6月	宇部興産株式会社社外取締役 (現任)
2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
	当社ガバナンス委員会委員 (現任)

■ 在任期間 2年 (本定時株主総会最終時)

■ 取締役会への出席状況 出席14回/開催14回 (出席率 100%)

<社外取締役候補者とした理由>

同氏は、第一三共株式会社において、グローバルな事業展開を行う企業の経営者として長年活躍されてこられました。その企業経営全般に関する豊富な経験と知識、さらに経営者としてCSR活動にも積極的に取り組んでこられた豊富な知見を活かした発言を行うことで、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、社外取締役として当社の経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に大きく貢献していただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

事業環境が大きく変化する中、大東建託グループは新5ヵ年計画で、「賃貸住宅専業から総合賃貸業を核とした生活総合支援企業へ」を標榜しています。全てのステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、社会全般)からの共感、支持、期待を得られる企業価値向上を常に意識して、自らの企業経営の経験と知見を活かして、社外取締役として重要な経営意思決定と業務執行の監督への参画を通じて大東建託グループの持続的成長に貢献できるよう努めていきたいと思っております。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
2. 議決権保有関係者
 - ①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
 - ②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
 - ①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
 - ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
 - ③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
 - ②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. その他
 - ①上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
 - ②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
 - ③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

（注）1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。

2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ）に対する新たな株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入することにつき、ご承認をお願いするものです。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への取締役の貢献意識を高めるとともに取締役の株式保有を通じた株主との利害共有を強化することを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、本制度の導入については、社外取締役を委員長とし、代表取締役、社外取締役および監査役で構成される「ガバナンス委員会」における審議を経ております。

本議案は、2007年6月27日開催の第33期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（※1）の報酬限度額（※2）とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時における本制度の対象となる当社の取締役の員数は8名となります。なお、対象となる取締役の員数は、新たな取締役の選任・退任等により増減いたします。

本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2011年6月28日開催の第37期定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプションにつきましては、2019年以降、新規の割当は行わないことといたします。

- ※1 社外取締役および国内非居住者を含む
- ※2 年額10億円以内（うち、社外取締役50百万円以内）とする固定枠と、当事業年度の連結当期純利益に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合には支給しない）との合計額

【ご参考】

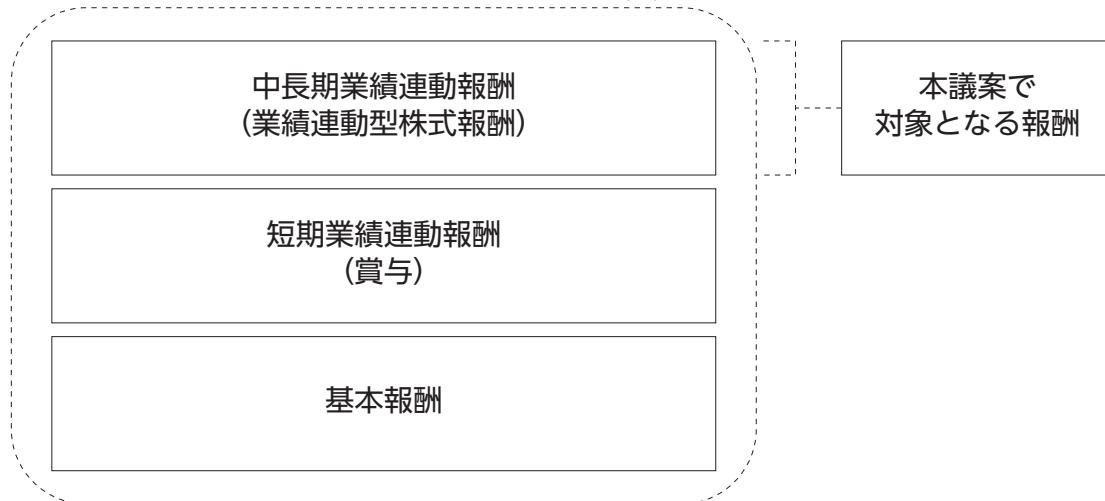
当社の取締役への株式報酬につき、本議案にてお諮りする株式報酬等と
 現行の株式報酬型ストックオプションとの主な違いは、以下のとおりです。

	現行	本議案
報酬の内容	株式報酬型ストックオプション	当社普通株式 (株式交付時に換価処分し、金銭を 給付する場合あり)
報酬の上限	<総額> 5億3千万円/年 <新株予約権の総数(新株予約権の 目的である当社普通株式の数)> 920個(92,000株)/年	<当社が拠出する金員の上限> 19億円/3年 <取締役に交付等される当社株式等 の数の上限> 210,000株/3年
評価基準	単年度の評価等に基づく	単年度の評価等に加え、 3事業年度の業績に基づき 0%~150%で変動

【ご参考】

<取締役報酬体系図>

本議案が原案通り承認可決された場合の取締役の報酬体系(※)は、以下のとおりです。



※ 上記の図は、各報酬の割合を示すものではありません

2. 本制度における報酬の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、信託（以下「本信託」という）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付および給付（以下「交付等」という）を行う株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり）

なお、本制度は、当社株式等の交付等を対象期間（下記（2）のとおり）終了後に行う「業績連動部分」と、取締役の退任時に行う「非業績連動部分」から構成されます。「業績連動部分」は当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への取締役の貢献意識を高めるため、「非業績連動部分」は取締役の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とします。

① 本議案の対象となる 当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役 (社外取締役および国内非居住者を除く)	
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響		
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度からなる対象期間を対象として拠出する金員の上限は19億円 	
本信託から取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 (下記(2)および(3)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の対象期間である3事業年度を対象として取締役に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は210,000ポイント ・ 上記の上限ポイント数の1事業年度あたりの平均である70,000ポイントの当社発行済株式総数(2019年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.096% ・ 当社株式は、株式市場または当社(自己株式処分。ただし、株主還元として消却する目的で取得した自己株式を除く)から取得予定 なお、2019年に設定する本制度については、株式市場から取得するため本制度による株式価値の希薄化は生じません 	
③ 業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業績連動部分および非業績連動部分のいずれも、ROE20%および配当性向50%の達成を条件としてポイント付与 ・ 業績連動部分は、当社の業績目標等の達成度(2019年に設定する本制度では、連結営業利益成長率を採用予定)に応じて0%~150%の範囲で変動 	
④ 取締役に対する 当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり)	業績連動部分	対象期間終了後
	非業績連動部分	取締役退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度および以降の各3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計19億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分。ただし、株主還元として消却する目的で取得した自己株式を除く）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記（3）のとおり）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

当社は、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託を設定し、または信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております（当該信託契約の変更および追加信託がなされた場合には、本信託の設定がなされたものと同様に扱う）。信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、非業績連動部分の受益者要件を充足する可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

業績連動部分および非業績連動部分に係るそれぞれのポイントの累積値（以下「累積ポイント」という）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、2種類のポイントの付与に際しては、ROE20%および配当性向50%の達成を条件とします。

①業績連動部分

役位を基準として定められたポイントを信託期間中毎年付与した上で、対象期間終了後に当社の業績目標等（2019年に設定する本制度では連結営業利益成長率を採用予定）の達成度（0～150%）を乗じます。

②非業績連動部分

役位を基準として定められたポイント（株式報酬型ストックオプションの代替）を信託期間中毎年付与します。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役が付与するポイントの総数は、3事業年度当たり210,000ポイントを上限とします。対象期間中に本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という）は、かかるポイントの上限に相当する株式数（210,000株）が上限となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記（2）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（4）取締役に対する当社株式等の交付等の時期

①業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間終了後となります。

受益者要件を充足する取締役は、業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに取締役が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換

価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

②非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は取締役の退任時となります。

受益者要件を充足する取締役は、退任時まで付与された非業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、信託期間中に取締役が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余金銭は株式取得資金として活用されます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細につきましては、2019年5月20日付適時開示「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

行使方法1. 株主総会へ出席

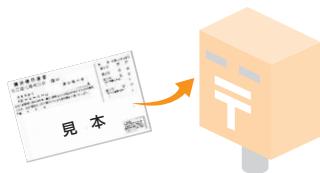


◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2019年6月25日(火) 午前10時

※代理人によるご出席の場合
委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。(切手は不要です)

行使期限 2019年6月24日(月) 午後5時到着分まで

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使方法3. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にてご行使ください。

行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

行使期限 2019年6月24日(月) 午後5時まで

<機関投資家の皆様へ>
管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使方法について [行使期限：2019年6月24日（月）午後5時まで]

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話にて行使可能です。

当社が指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

●パソコンの場合



株主総会に関する手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関する手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご確認ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。 **①**

なお、本サイトは午前8時から午前9時までの間、保守点検のため取扱いを停止させていただきますことをご承知ください。

株主総会に関する手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。 **②**

ログインID (半角) **③**

パスワード (半角) **③**

または仮パスワード (半角) **③**

ログイン **③**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

パスワード変更 **③**

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

・ 最初の新しいパスワードと「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に関し内容を入力してください。

・ 「送信」をクリックすると新しいパスワードが有効となります。 **④**

現在のパスワード (半角) **⑤**

新しいパスワード (半角) **⑤**

新しいパスワード(確認用) (半角) **⑤**

送信 **⑤**

※半角または0.1文字の半角英数字のみ入力可能です。

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

3. 新しいパスワードを登録する (初回ログイン時のみ)

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- ④ 新しいパスワードを入力
- ⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

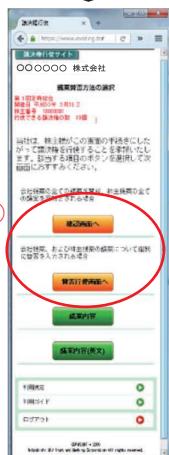
画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●スマートフォンの場合



1. 議決権行使書のQRコードを読み取る

- ① スマートフォンでログイン用QRコードを読み取る

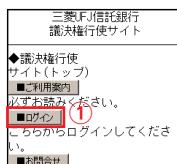


2. 議案賛否方法を選択

- ② 全ての議案に賛成する場合は「確認画面へ」、個別に賛否を選択する場合は「賛否行使画面へ」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

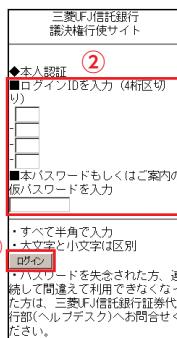
●携帯電話の場合



1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「ログイン」をクリック



2. ログインする

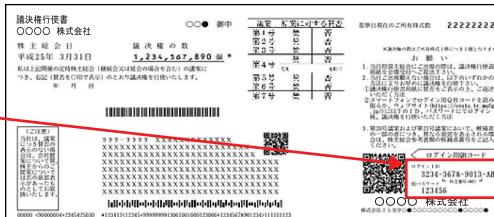
- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◎ 「ログインID」「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。



- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日（月曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、引き続き企業収益や雇用環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しや設備投資の増加により、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中通商問題の動向や中国経済の成長鈍化、欧州経済の減速等、海外の政治および経済の動向に関する不確実性の高まりにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

住宅業界においては、住宅着工戸数は前年比0.7%増加の95.2万戸となりました(※)。また、当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、貸家着工戸数は2018年9月から前年同月比で7ヶ月連続して減少し、2018年度累計では前年比4.9%減少の39.0万戸となりました(※)。今後、賃貸住宅市場は一時的な好況から、適正化に向けた安定成長に移行すると考えられます。

一方で、利便性の高い、安心・快適な賃貸住宅の需要は引き続き堅調に推移するものと見込まれます。賃貸住宅を供給する企業には、入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等の環境に配慮した賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の提供など、多様化する入居者様のニーズに応えた取り組みが必要となります。

このような環境の中、当社グループでは、ブランドメッセージ「生きることは、託すこと。」を掲げ、お客様から様々なことを託される企業を目指し、賃貸経営受託システムを核としながら、コア事業である建設事業・不動産事業に加え、「介護・保育事業」「エネルギー事業」「海外事業」等へ事業領域を広げてまいりました。

(※) 出所：国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」

② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆5,911億78百万円（前期比2.2%増）、営業利益1,270億47百万円（前期比0.5%増）、経常利益1,322億40百万円（前期比0.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益899億30百万円（前期比2.4%増）を計上し、11期連続の増収増益を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

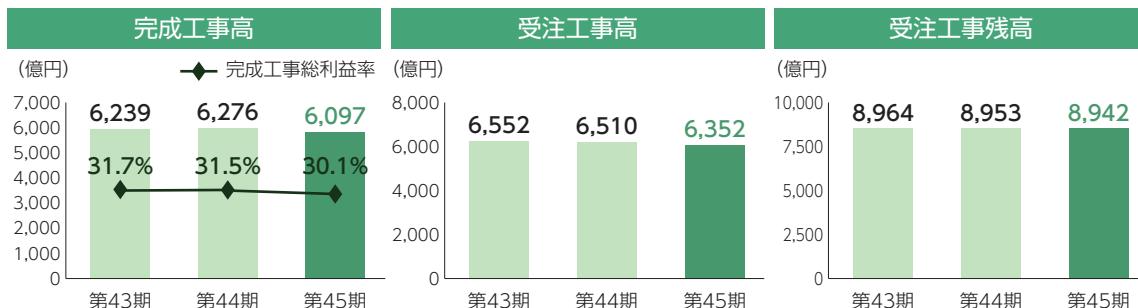


③ セグメント別の経過及びその成果

■ 建設事業

建設事業につきましては、豊富な受注工事残高を消化し、完成工事高は6,097億78百万円（前期比2.8%減）となりました。完成工事総利益率は、資材費の高騰などの影響により、前期比1.4ポイント低下の30.1%となりました。

また、受注工事高は、6,352億73百万円（前期比2.4%減）となり、2019年3月末の受注工事残高は、8,942億25百万円（前期比0.1%減）となりました。

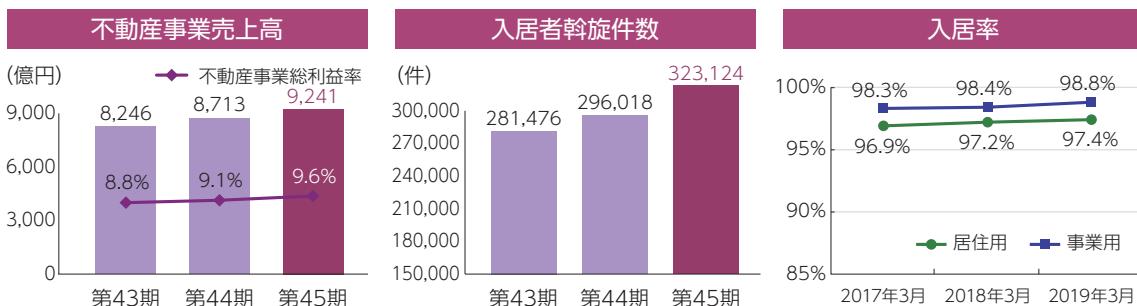


■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウスリーブ株式会社の収入拡大などにより、不動産事業売上高は9,241億12百万円（前期比6.1%増）となりました。

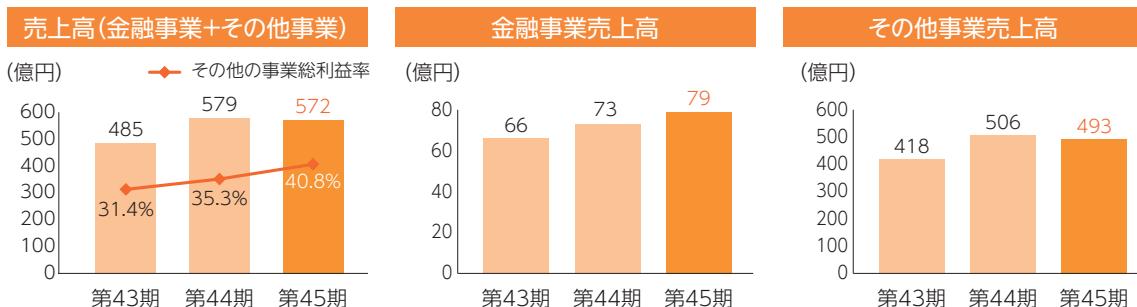
入居者斡旋では、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の新CM放映や年間プロモーションに注力するなど、お部屋探しのお客様への話題性と認知度の向上を図りました。これにより、入居者斡旋件数（※）は、323,124件（前期比9.2%増）となりました。その結果、2019年3月の入居率は、居住用で97.4%（前年同月比0.2ポイント上昇）、事業用で98.8%（前年同月比0.4ポイント上昇）となりました。

（※）大東建託リーシング株式会社、大東建託パートナーズ株式会社の合計件数（他社管理物件を含む）

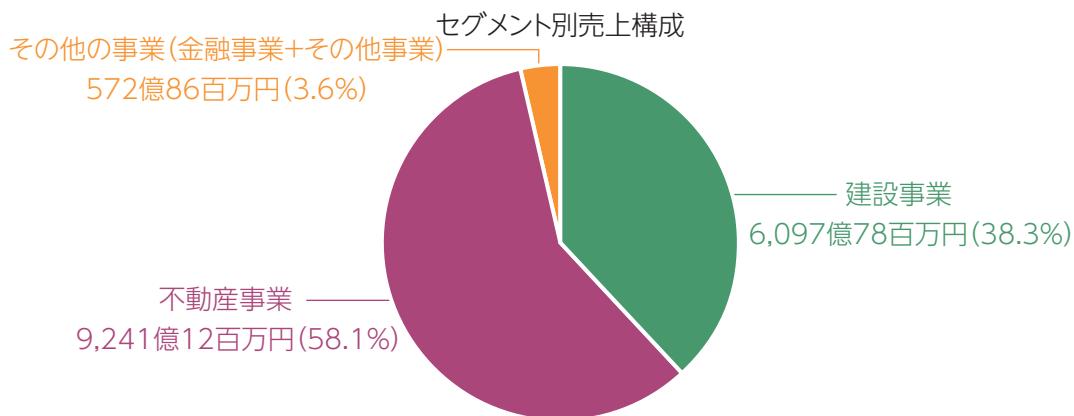


■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業の売上高につきましては、572億86百万円（前期比1.2%減）となりました。これは、その他事業において、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループのガス供給戸数および高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数がそれぞれ増加し、さらにヒルトンホテルの取得によりマレーシアにおけるホテル事業が拡大した一方で、電力小売事業を行う大東エナジー株式会社の事業を縮小したことによるものです。



<セグメント別売上高>



セグメント区分		第44期(ご参考) 売上高(百万円)	第45期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居住用	620,307	600,272	△3.2%
	事業用	3,597	3,315	△7.8%
	その他	3,725	6,190	66.2%
	計	627,631	609,778	△2.8%
不動産事業	一括借上	798,799	843,537	5.6%
	営繕工事	24,567	26,612	8.3%
	不動産仲介	16,964	19,048	12.3%
	家賃保証事業	10,954	13,007	18.7%
	電力事業	7,311	7,306	△0.1%
	賃貸事業	6,071	6,401	5.4%
	その他	6,719	8,199	22.0%
計	871,388	924,112	6.1%	
金融事業	計	7,309	7,972	9.1%
その他事業	計	50,688	49,314	△2.7%
合計		1,557,017	1,591,178	2.2%

(2) 対処すべき課題

賃貸住宅市場は、2015年1月の相続税法改正による一時的な好況から、金融機関の融資厳格化などの影響もあり、適正化に向けた安定成長に移行しつつあります。高齢化の進む土地所有者の皆様にとって資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは依然として底堅く、今後もそのニーズは堅調に推移するものと予測されます。当社グループとしましては、土地所有者の皆様が、“次世代への円満・円滑な資産承継”を実現するため、資産承継に関するトータルサービスの提供を強化する必要があります。

一方、少子・高齢化、晩婚化等の進行による一人住まい世帯数の増加やライフスタイルの多様化により、住まいに対する価値観が変化しています。そのため、入居者の皆様のニーズは多様化し、住まいを選ぶ目は一層厳しくなっております。当社グループとしましては、入居者の皆様にとって魅力ある建物・住まいの提供はもとより、入居者の皆様の暮らしをより安心で快適・豊かにするサービスの充実にも注力する必要があります。

また、東日本大震災以降の建設労働者需給の逼迫には落ち着きが見られるものの、東京オリンピック・パラリンピック関連工事の増加や建設工事従事者の減少など、建設労働者需給には依然として不透明感が残ります。適正な完成工事利益の確保や施工体制の強化、品質の確保にも継続して注力する必要があります。

さらに、人口・世帯が長期減少トレンドにある中、持続的な成長を継続するためには、現在の主力事業である建設・不動産事業以外の新規事業への取り組みが必要となります。

このような市場環境の中での更なる成長を目指し、当社グループは2024年3月期を最終年度とする「新5ヵ年計画」を策定しております。

「新5ヵ年計画」の概要及び計画達成に向けたセグメント別の施策は次のとおりです。

① 「新5ヵ年計画」の概要

当社グループは、「夢や将来を託され、継続して成長できる企業」に向けて、コア事業（賃貸住宅分野）である建設事業・不動産事業の強化に加え、商業施設・レンタルオフィス等の住宅以外の賃貸事業へ事業領域を広げ、さらにエネルギー等の地域に密着したサービス事業へ事業領域を拡大することで、総合賃貸業を核とした「生活総合支援企業」を目指します。

数値目標としましては、2024年3月期に、売上高2兆2,000億円、営業利益1,800億円、連結営業利益率7%以上、ROE（自己資本当期純利益率）20%以上の実現を目指すとともに、貸家着工戸数におきましては、シェア20%以上を獲得することを設定しております。

新5ヵ年計画（2024年3月期<第50期>計画）

売上高	2兆2,000億円	営業利益	1,800億円
完成工事総利益率	30%以上	連結営業利益率	7%以上
貸家着工シェア 20%以上	対家賃空家率 4%以下	配当性向・総還元性向 50%	（自己株式の取得は休止 成長投資に充当）

② セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、土地活用・資産承継をお考えの土地オーナー様へ、立地条件や周辺環境を詳細に調査・分析した賃貸事業のご提案や高品質な建物のご提供を継続するとともに、他社施工物件の建て替え需要の取り込みや首都圏の営業力強化、デジタルマーケティングを活用した反響の拡大などに取り組みます。また、今後の国内建設需要の高まりや労働者需給の逼迫を踏まえ、工事原価の抑制、労働力の確保及び施工体制の強化のため、協会会社様との連携強化に引き続き取り組んでまいります。

さらに、新規分野への参入として、リフォーム事業や事業提携等の取り組みも積極的に検討し、事業の拡大に努めてまいります。

これらの施策により、2024年3月期には、建設事業売上高8,800億円、営業利益1,100億円を目指します。

■不動産事業

不動産事業では、多様なメディア・チャネルを活用した入居者募集や独自の入居者サービスの提供による高い入居率を背景に、安定した建物賃貸事業の提供を継続するとともに、入居者のライフスタイルに合わせた良質な住空間と暮らしのサービスを引き続き提供いたします。また、IT技術の活用やターゲットを絞った施策による広告費の抑制等により、コストの削減と利益率の向上を図ります。

さらに、新規分野への参入として、海外現地法人の設立や不動産売買の仲介等の取り組みも積極的に検討し、事業の拡大に努めてまいります。

これらの施策により、2024年3月期には、不動産事業売上高1兆1,600億円、営業利益480億円を目指します。

■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業では、保険・金融事業や海外事業を推進するとともに、レンタルオフィス事業、商業施設や物流施設、ホテル、寮などの建設・管理へ進出することで、「総合賃貸業」として事業領域の拡大を図ります。

さらに、LPガス、太陽光発電などのエネルギー事業や介護・保育事業、サブスクリプション（手数料）事業など、生活に関連する様々なサービスを提供することで、「生活総合支援企業」への成長を目指します。

これらにより、2024年3月期には、その他の事業売上高1,600億円、営業利益220億円を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元的最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、連結配当性向50%を目標としております。

自己株式の取得に関しては、2018年12月18日付「株主還元方針の一部見直しおよび自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、これまでの基準に基づく自己株式の取得・消却を当面休止することとし、当社グループを取り巻く経営環境や株式市場の動向、財務状況や成長投資などを総合的に勘案し、必要に応じて検討いたします。

重要な経営指標	売上高営業利益率 目標：7%以上	自己資本当期純利益率（ROE） 目標：20%以上
	第45期（2019年3月期） 8.0%	第45期（2019年3月期） 29.8%
株主還元方針	配当性向 目標：50%	自己株式の取得・消却 目標：30%
	第45期（2019年3月期） 50%	第45期（2019年3月期） 休止（※）

（※）株式市場の動向を考慮した機動的な資本政策の実施について

2018年4月23日の取締役会決議に基づく132億円と、2018年12月17日の取締役会決議に基づく868億円、合計1,000億円の自己株式の取得・消却を予定しております。当該の自己株式の取得総数枠は、2018年4月23日の取締役会決議に基づく取得上限である143万株の4年分以上に相当します。

なお、2019年3月期につきましては、409億円・254.2万株の自己株式の取得を実施したため、自己株式取得による還元性向は45.5%となりました。総還元性向は、配当による50%を合わせ、95.5%となっております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は365億71百万円で、その主なものは、当社における事業領域拡大のための土地取得及び基幹システムの構築であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移**① 企業集団の財産及び損益の状況の推移**

区 分	第42期 2016年3月期	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期
売 上 高(百万円)	1,411,643	1,497,104	1,557,017	1,591,178
営 業 利 益(百万円)	101,001	120,162	126,369	127,047
経 常 利 益(百万円)	105,558	124,509	131,533	132,240
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	67,279	82,168	87,829	89,930
1株当たり当期純利益	863円11銭	1,072円64銭	1,165円29銭	1,212円20銭
総 資 産 額(百万円)	728,548	781,431	842,978	859,772
純 資 産 額(百万円)	248,522	275,485	297,039	302,298

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期 2016年3月期	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期
売 上 高(百万円)	617,377	646,878	634,848	614,059
営 業 利 益(百万円)	53,481	68,568	64,398	61,468
経 常 利 益(百万円)	80,646	85,422	92,553	110,612
当期純利益(百万円)	59,811	59,926	69,020	88,932
1株当たり当期純利益	767円30銭	782円29銭	915円73銭	1,198円75銭
総 資 産 額(百万円)	500,357	535,839	577,128	583,819
純 資 産 額(百万円)	130,992	136,759	146,945	153,636

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東建託パートナーズ株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
大東建託リーシング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資等
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.9%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ジューシィ出版株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	「いい部屋ネット」運営等
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
株式会社ガスパル	東京都港区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業等
大東コーポレートサービス株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
大東エナジー株式会社	東京都港区	40百万円	100.0%	電気事業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	クレジットカード決済代行
株式会社ガスパル九州	福岡県福岡市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県浦添市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガスパル中国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル四国	岡山県岡山市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル東北	宮城県仙台市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社さくらケア	東京都世田谷区	10百万円	100.0%	訪問介護・看護事業
株式会社うめケア	東京都世田谷区	5百万円	100.0%	訪問介護・看護事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	175,709千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	149,064千 USドル	100.0%	金融・投資業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リンギット	100.0%	ホテル事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	79,034千 リンギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	41,229千 USドル	100.0%	不動産開発業

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. 当社は、2018年4月4日付けで、株式会社ガスパル東北を設立いたしました。
 3. 株式会社ジューシー情報センターは、2018年6月11日付けで清算いたしました。
 4. 株式会社ガスパルは、2018年9月1日付けで、株式会社ガスパルラインを合併いたしました。
 5. 当社は、2018年12月1日付けで、株式会社さくらケア、および株式会社うめケアの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。
 6. DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE LTD は、2019年1月1日付けで、DAITO ASIA INVESTMENT PTE LTDを吸収合併いたしました。
 7. ジューシー出版株式会社は、2019年5月1日付けで当社の子会社からハウスコム株式会社の完全子会社となり、ハウスコムテクノロジーズ株式会社に社名変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
 (2) 発行済株式の総数 72,765,451株 (自己株式2,863,428株を除く。)
 (3) 株主数 16,242名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
JP MORGAN CHASE BANK 380055	4,907	6.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,389	6.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,469	4.77
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,731	2.38
住友不動産株式会社	1,606	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,566	2.15
大東建託協力会持株会	1,519	2.09
株式会社S M B C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,474	2.03
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,315	1.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,262	1.73

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (2,863千株) を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式2,863千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する270千株及び株式給付信託が所有する326千株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊 切 直 美	
専 務 取 締 役	小 林 克 満	建築事業本部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長 兼法務部、TQC事務局、経営企画室、広報部担当
常 務 取 締 役	竹 内 啓	不動産事業本部長
取 締 役	内 田 寛 逸	関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当
取 締 役	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
取 締 役	中 川 健 志	関連事業本部長 エネルギー事業担当 兼株式会社ガスパル代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 功 次	大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 上 文 明	工事統括部長
取 締 役 (社外)	山 口 利 昭	当社ガバナンス委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究学会理事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役
取 締 役 (社外)	佐々木 摩 美	当社ガバナンス委員会委員 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役
取 締 役 (社外)	庄 田 隆	当社ガバナンス委員会委員 第一三共株式会社相談役 宇部興産株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役 (社外)	鵜 野 正 康	当社ガバナンス委員会委員
監 査 役 (社 外)	蜂 谷 英 夫	当社ガバナンス委員会委員 蜂谷法律事務所代表弁護士
監 査 役 (社 外)	二 見 和 光	当社ガバナンス委員会委員
監 査 役 (社 外)	藤 巻 和 夫	当社ガバナンス委員会委員 藤巻総合コンサルティング代表

- (注) 1. 2018年6月26日開催の当社第44期定時株主総会において、中上文明氏が取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
4. 監査役鵜野正康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役藤巻和夫氏は、米国公認会計士の資格を有しており、国際的な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆、並びに監査役鵜野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(2019年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 克 満	建築事業本部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長
取 締 役	齊 藤 和 彦	建築事業統括本部長
取 締 役	中 川 健 志	事業戦略室長 エネルギー事業担当
取 締 役	中 上 文 明	建築事業統括本部副本部長
取 締 役	熊 切 直 美	

(参考) 2019年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	小 川 修 一	中日本建築事業本部長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 崇 之	首都圏建築事業本部長
上 席 執 行 役 員	舘 正 文	首都圏建築事業本部部長
執 行 役 員	山 田 昭 司	関越建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	営業統括部長
執 行 役 員	小 野 博 道	大東みらい信託株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	福 田 和 宣	大東コーポレートサービス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	守 義 浩	大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	川 原 栄 司	大東建託パートナーズ株式会社専務取締役
執 行 役 員	小 石 川 正 幸	北首都圏建築事業部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	中日本建築事業本部部長
執 行 役 員	三 宅 聡	京阪神建築事業部長
執 行 役 員	松 藤 潤	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
執 行 役 員	柴 田 哲 也	不動産事業推進部長
執 行 役 員	泉 和 宏	工事統括部長
執 行 役 員	中 村 武 志	業務統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）1名、社外取締役3名全員、及び社外監査役4名全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- A. 業務執行を行わない取締役（非業務執行取締役）との責任限定契約
 - ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- B. 社外取締役との責任限定契約
 - ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- C. 社外監査役との責任限定契約
 - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	12名	1,446百万円
監 査 役	4名	99百万円
合 計 (うち社外)	16名 (7名)	1,546百万円 (135百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2. 上記の取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額114百万円を含んでおります。
3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役12名及び監査役4名であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合には支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
- また、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額として年額5億3,000万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役1名に対して、総額22百万円の退職慰労金を支払う予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役の報酬等の内容及び決定方法

a. 報酬等の内容

取締役の報酬は、固定枠としての基本報酬、変動枠としての賞与、及び株式報酬型ストックオプションを設けております。いずれの報酬総額も、株主総会にて承認された限度額以内としております。

- ・基本報酬（固定枠）

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して、各取締役の報酬額を決定しております。

基本報酬の総額は、年額10億円（うち、社外取締役は5,000万円以内）としております。

- ・賞与（変動枠）

当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率（1.5%）を乗じて取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。

賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給いたしません。

- ・株式報酬型ストックオプション

当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、2011年より取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションを導入しております。取締役在任中の業績向上を目的としたAプラン、及び中期の業績向上を目的としたBプランの2種類の株式報酬型ストックオプションを導入しております。なお、Bプランには、別途業績達成基準を設けております。

各取締役への株式報酬型ストックオプションの報酬額は、年額5億3,000万円以内として、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して決定しております。

（株式報酬型ストックオプションは、第45期定時株主総会における第3号議案「取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件」が承認可決された場合は、2019年度以降、新規の割当を行わないことといたします）

b. 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。

なお、当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

② 監査役の報酬等の内容及び決定方法**a. 報酬等の内容**

監査役の報酬総額は、株主総会で承認された年額1億円以内としております。

b. 決定方法

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役会の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
山口利昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究学会理事	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役	
佐々木 摩 美	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役	取引関係はありません。
庄 田 隆	第一三共株式会社相談役	いずれも取引関係はありません。
	宇部興産株式会社社外取締役	

b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜野正康	該当はありません。	—
蜂谷英夫	蜂谷法律事務所代表弁護士	取引関係はありません。
二見和光	該当はありません。	—
藤巻和夫	藤巻総合コンサルティング代表	取引関係はありません。

(注) 監査役蜂谷英夫氏は、2011年7月に当社との間で請負金額を23百万円とする建築工事請負契約を締結いたしました。2012年1月に建築工事を完了し、建物の引渡しを完了しております。

なお、請負金額については、他の顧客と同様の条件にて決定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
山口利昭	14回中14回 (100%)	取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
佐々木 摩 美	14回中14回 (100%)	取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントに携わってこられた豊富な経験や知識を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
庄 田 隆	14回中14回 (100%)	取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者として長年活躍されてこられた豊富な経験や知識、及び企業経営者としてCSR活動にも積極的に取り組んでこられた豊富な知見を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に係る高い専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
蜂谷英夫	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
二見和光	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
藤 巻 和 夫	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	取締役会では、上場会社での社外監査役の経験、米国公認会計士としての専門的な知識、及びコンサルタントとして経営に関与してきた豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	102百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	143百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大東ファイナンス株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- 2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの基準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。

- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
- 4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
- 6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
 - 2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
 - 3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に係る課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
 - 4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的に開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記3)記載の会議体に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。

- 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
 - 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。
必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ **監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 1) 監査役職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
 - 2) 監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社の行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内イントラネット等に掲載し、随時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議（業務執行取締役2名、常勤監査役1名及び外部有識者1名を含むメンバーで構成）を定期的で開催しています。当事業年度は同会議を10回開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。当事業年度は同研修を4回実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室に内部通報窓口を設け、社内イントラネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。

② リスク管理に関する取り組み

- 1) コンプライアンス推進会議にて、コンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対応・対策を審議しております。また、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監視しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、総務部にて適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置し、事業分野内の職務執行を行っております。

- 4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会または経営会議に報告されております。

④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、4名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監視を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者5名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役または執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を6回開催し、各グループ会社の主要経営指標の報告・確認を行うとともに、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの概要

1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員7名（社外取締役3名、社外監査役4名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者16名中7名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

③ガバナンス委員会の設置

当社では、任意の委員会として、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計・個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案や取締役候補者案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言等を行っております。

④業務執行取締役の評価制度

当社では、ガバナンス委員会が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

⑤取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした株式報酬型ストックオプションを設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び株式報酬型ストックオプションについては、社外取締役へ支給していません。

⑥経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

（備考）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第44期(ご参考) (2018年3月31日現在)	第45期 (2019年3月31日現在)	科目	第44期(ご参考) (2018年3月31日現在)	第45期 (2019年3月31日現在)
流動資産	509,844	484,700	流動負債	296,238	290,155
現金預金	246,714	188,614	工事未払金	42,739	45,687
金銭の信託	19,000	16,000	1年内返済予定の長期借入金	30,589	19,816
完成工事未収入金等	51,908	67,325	リース債務	200	200
有価証券	22,885	12,509	未払法人税等	28,460	28,324
未成工事支出金	14,846	14,144	未成工事受入金	49,519	48,141
その他のたな卸資産	5,919	7,412	前受金	60,340	65,867
前払費用	65,144	66,861	賞与引当金	23,179	21,363
営業貸付金	64,262	93,259	完成工事補償引当金	1,121	1,016
その他	19,387	18,881	預り金	7,577	8,782
貸倒引当金	△224	△308	その他	52,510	50,957
固定資産	333,133	375,071	固定負債	249,700	267,318
有形固定資産	147,884	166,595	長期借入金	75,016	72,300
建物・構築物	49,882	51,415	リース債務	802	648
機械・装置	36,267	34,476	繰延税金負債	464	297
工具器具・備品	2,210	2,117	一括借上修繕引当金	115,503	134,732
土地	57,571	76,364	退職給付に係る負債	9,925	13,387
リース資産	1,478	1,211	長期預り保証金	36,777	34,109
その他	475	1,010	その他	11,212	11,843
無形固定資産	23,663	27,896	負債合計	545,939	557,473
投資その他の資産	161,585	180,579	純資産の部		
投資有価証券	47,869	53,167	株主資本	299,507	305,988
劣後債及び劣後信託受益権	12,270	11,140	資本金	29,060	29,060
繰延税金資産	61,364	71,406	資本剰余金	34,540	34,540
その他	44,020	49,354	利益剰余金	253,108	297,952
貸倒引当金	△3,939	△4,488	自己株式	△17,203	△55,565
資産合計	842,978	859,772	その他の包括利益累計額	△5,479	△7,071
			その他有価証券評価差額金	5,882	6,486
			繰延ヘッジ損益	△294	222
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	△2,219	△3,207
			退職給付に係る調整累計額	△1,264	△2,989
			新株予約権	415	491
			非支配株主持分	2,596	2,889
			純資産合計	297,039	302,298
			負債・純資産合計	842,978	859,772

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第44期(ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		第45期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	627,631		609,778	
不動産事業売上高	871,388		924,112	
その他の事業売上高	57,997	1,557,017	57,286	1,591,178
売上原価				
完成工事原価	430,121		426,014	
不動産事業売上原価	792,311		835,194	
その他の事業売上原価	37,538	1,259,970	33,925	1,295,134
売上総利益				
完成工事総利益	197,510		183,764	
不動産事業総利益	79,077		88,918	
その他の事業総利益	20,458	297,046	23,361	296,044
販売費及び一般管理費		170,677		168,996
営業利益		126,369		127,047
営業外収益				
受取利息	522		509	
受取配当金	236		248	
受取手数料	3,662		3,456	
持分法による投資利益	—		229	
雑収入	1,617	6,039	1,616	6,059
営業外費用				
支払利息	322		229	
貸倒引当金繰入額	112		96	
支払手数料	—		91	
持分法による投資損失	80		—	
雑支出	360	875	450	867
経常利益		131,533		132,240
特別利益				
固定資産売却益	45		60	
投資有価証券売却益	43	88	1,065	1,126
特別損失				
固定資産除売却損	541		665	
減損損失	136		29	
災害による損失	—		316	
投資有価証券売却損	—	677	12	1,024
税金等調整前当期純利益		130,944		132,342
法人税、住民税及び事業税	51,525		51,736	
法人税等調整額	△8,820	42,705	△9,753	41,982
当期純利益		88,239		90,359
非支配株主に帰属する当期純利益		410		428
親会社株主に帰属する当期純利益		87,829		89,930

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第44期(ご参考) (2018年3月31日現在)	第45期 (2019年3月31日現在)	科目	第44期(ご参考) (2018年3月31日現在)	第45期 (2019年3月31日現在)
流動資産	357,008	332,337	流動負債	342,762	344,317
現金預金	195,698	137,726	工事未払金	40,619	41,533
完成工事未収入金	41,399	55,598	1年内返済予定の長期借入金	24,352	19,816
有価証券	22,880	12,499	リース債務	34	34
未成工事支出金	14,694	13,843	未払金	27,296	19,732
原材料及び貯蔵品	5,221	6,735	未払法人税等	12,929	10,806
関係会社短期貸付金	63,920	94,050	未払消費税等	2,639	2,861
前払費用	893	813	未成工事受入金	49,296	47,825
未収入金	4,562	4,738	前受金	287	531
立替金	4,538	4,666	預り金	164,654	183,246
その他	3,421	1,970	賞与引当金	17,987	15,315
貸倒引当金	△222	△305	完成工事補償引当金	1,047	924
固定資産	220,119	251,482	その他	1,617	1,690
有形固定資産	9,470	28,762	固定負債	87,419	85,865
建物	2,019	1,971	長期借入金	75,016	72,300
構築物	51	49	リース債務	112	88
機械・装置	297	279	退職給付引当金	6,299	7,057
工具器具・備品	831	521	その他	5,991	6,419
土地	6,135	25,132	負債合計	430,182	430,183
リース資産	135	114	純資産の部		
建設仮勘定	—	692	株主資本	141,183	146,675
無形固定資産	20,105	23,707	資本金	29,060	29,060
ソフトウェア	13,745	13,925	資本剰余金	34,540	34,540
ソフトウェア仮勘定	6,204	9,627	資本準備金	34,540	34,540
その他	156	154	利益剰余金	94,785	138,639
投資その他の資産	190,542	199,012	利益準備金	7,265	7,265
投資有価証券	27,119	31,824	その他利益剰余金	87,519	131,374
劣後債及び劣後信託受益権	12,270	11,140	繰越利益剰余金	87,519	131,374
関係会社株式	121,323	122,536	自己株式	△17,203	△55,565
関係会社長期貸付金	3,107	—	評価・換算差額等	5,378	6,500
繰延税金資産	12,633	10,352	その他有価証券評価差額金	5,882	6,486
差入保証金	10,845	10,094	繰延ヘッジ損益	△294	222
その他	5,696	13,520	土地再評価差額金	△209	△209
貸倒引当金	△2,454	△456	新株予約権	383	460
資産合計	577,128	583,819	純資産合計	146,945	153,636
			負債・純資産合計	577,128	583,819

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第44期(ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		第45期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	627,627		610,468	
不動産事業等売上高	7,220	634,848	3,591	614,059
売上原価				
完成工事原価	434,170		422,484	
不動産事業等売上原価	4,247	438,417	1,802	424,287
売上総利益				
完成工事総利益	193,457		187,984	
不動産事業等総利益	2,973	196,430	1,788	189,772
販売費及び一般管理費		132,032		128,304
営業利益		64,398		61,468
営業外収益				
受取利息	346		248	
有価証券利息	300		284	
受取配当金	23,385		43,796	
受取手数料	3,322		3,149	
雑収入	2,101	29,457	2,463	49,942
営業外費用				
支払利息	288		210	
貸倒引当金繰入額	743		96	
支払手数料	—		91	
雑支出	269	1,302	400	798
経常利益		92,553		110,612
特別利益				
投資有価証券売却益	43	43	1,065	1,065
特別損失				
固定資産除売却損	117		222	
投資有価証券売却損	—	117	12	234
税引前当期純利益		92,480		111,443
法人税、住民税及び事業税	24,977		20,725	
法人税等調整額	△1,517	23,460	1,786	22,511
当期純利益		69,020		88,932

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 中 康 行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志 賀 健一朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 中 康 行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志 賀 健一朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鵜野正康 ㊟

監査役 蜂谷英夫 ㊟

監査役 二見和光 ㊟

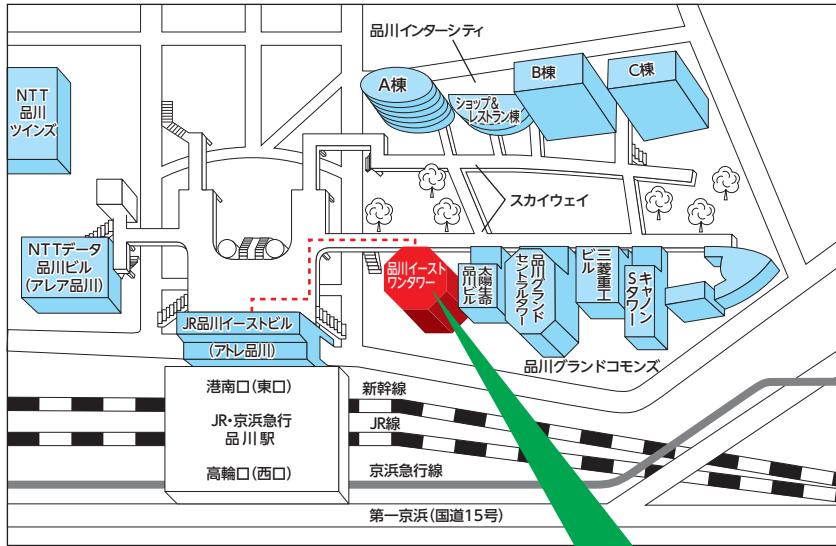
監査役 藤巻和夫 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

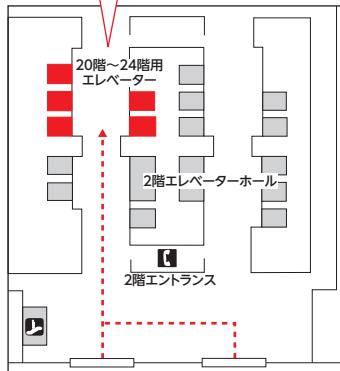
以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー 21階 大会議室
最 寄 駅 JR品川駅港南口から徒歩3分
京浜急行品川駅から徒歩4分



○エレベーター乗り場のご案内
2階エレベーターホール奥にある
20階～24階用エレベーターを
ご利用ください。



会場 品川イーストワンタワー
21階 大会議室

